ガバナンスコードの検討手順とスポーツ団体の類型に応じた柔軟な適用について

参考資料2

○ 2層構造のコードを策定している英国の例も参考に、中央競技団体向けの詳細なコード、その他のスポーツ団体向けの簡素なコードについて検討することとしている。

○ 公共性が高く、ガバナンス確保が急務である中央競技団体を対象とするコードについて、先行して検討中。

《公共性》
（ガバナンス確保の社会的要請）

高

大相撲等、NF以外にも、社会的影響力が大きく、公共性の高い団体もあることから、 これらの団体については、どのように「自己説明―公表」を促すのかについても、今後検討。

中央競技団体

◆ 原則、全ての規定を適用し、「自己説明ー公表」を求める

・唯一の国内統括組織として、国際競技大会への代表選手選考、強化予算の配分等、社会的影響力が大きく、公共性の高い 業務を独占的に行っており、高いレベルのガバナンスの確保が求められる

特に脆弱な団体

◆ 直ちに遵守することが困難である場合には、一定の猶予期間の下で段階的に取り組むなどの柔軟な適用が必要

小 ← → 大

《規模》

一般スポーツ団体

◆ 公的助成を受給する団体（※）に適用することを想定

※ 都道府県・指定都市体育協会、都道府県単位の競技団体（●●県サッカー協会等）、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ振興を主たる目的とする一般法人、NPO法人等

・公的助成を受給しない団体についても、自主的な「自己説明ー公表」を広く促す

NFガバナンスコードの内容も踏まえて、適用対象となり得る団体の実態も踏まえて、より簡素なガバナンスコードを検討

一般スポーツ団体(特に小規模な団体)

◆ ガバナンスコードの遵守よりも、統括団体や中央競技団体等を通じたコンプライアンスに係る普及啓発（指導者育成を含む）の取組が有効か。

・スポーツ庁としては自主的な「自己説明ー公表」を広く促す

低